

熊本県公報

号外 第22号の3
平成18年3月31日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

訓 令	
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(人 事 課) 1
○熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令	(") 120
○熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令	(") 121
○熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令	(") 122
○熊本県大阪事務所処務規程の一部を改正する訓令	(") 122
○熊本県消費生活センター処務規程の一部を改正する訓令	(") 122
○熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部を改正する訓令	(") 122
○熊本県立農業大学校処務規程の一部を改正する訓令	(") 123
○熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令	(") 123
○熊本県農業研究センター設置規程の一部を改正する訓令	(") 123
○熊本県旅券幹線事務所処務規程の一部を改正する訓令	(") 124
○熊本県福岡事務所処務規程の一部を改正する訓令	(") 124
○熊本県熊本都市圏振興室設置規程の一部を改正する訓令	(") 124
○熊本県新幹線・並行在来線対策室設置規程の一部を改正する訓令	(") 125
○熊本県農政事務所処務規程の一部を改正する訓令	(") 125
○熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令	(") 125
○熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令	(") 126
○熊本県環境立県推進室設置規程の一部を改正する訓令	(") 127
○熊本県公共関係推進室設置規程の一部を改正する訓令	(") 127
○熊本県政策調整室設置規程	(") 127
○熊本県川辺川ダム総合対策等の推進に係る理事設置及び専決の特例等に関する規程	(") 128
○熊本県福祉のまちづくり室設置規程	(") 129
○熊本県子ども家庭福祉室設置規程	(") 129
○熊本県国保・老人医療室設置規程	(") 130
○熊本県環境センター処務規程	(") 131
○熊本県産業人材育成室設置規程	(") 132
○熊本県政策企画室設置規程	(") 133
○熊本県団体検査室設置規程	(") 133
○熊本県流通企画室設置規程	(") 134
○熊本県技術管理室設置規程	(") 134
○熊本県農村環境室設置規程	(") 135
○熊本県全国育樹祭室設置規程	(") 136
○熊本県建築物安全推進室設置規程	(") 136
○熊本県営繕室設置規程	(") 137
○熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令	(広 報 課) 138

訓 令

熊本県訓令第5号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成18年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令第29号)の一部を次のように改正する。
第2条第2号を次のように改める。

(2) 専決 知事の補助機関が、知事の権限に属するあらかじめ定められた範囲の事務
について、常時知事に代わって決裁することをいう。
第2条第3号中「専決者」を「前号の規定により専決を行う者(以下「専決者」とい

う。)に改める。

第4条第3項中「総室次長」を「副総室長」に改め、同条第6項中「首席総務審議員」の次に「、政策調整監」を加え、同条第8項中「首席政策審議員、」及び「、政策審議員」を削り、同条第9項中「首席政策審議員」の次に「、川辺川ダム対策監、地域政策監」を加え、同条第10項中「歯科医長」の次に「、医療政策監」を加え、同条第11項中「首席環境生活審議員」の次に「、環境政策監」を加え、同条第12項中「政策審議員」を「労働雇用政策監」に改め、同条第13項を次のように改める。

13 農林水産部に首席農林水産審議員、家畜衛生対策監及び農林水産審議員を置くことができる。

第4条中第14項を削り、同条第15項中「首席建築審議員」の次に「、営繕専門監」を加え、同項を同条第14項とし、同条中第16項を第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 農村計画・技術管理課及び土木技術管理室に工事検査主幹を置くことができる。

第4条中第17項から第19項までを削り、第20項を第17項とし、第21項を削り、第22項を第18項とし、第23項から第25項までを4項ずつ繰り上げる。

第5条第4項中「総室次長」を「副総室長」に改め、「上司の命を受け」の次に「、特に指定された事務を掌理するとともに」を加え、同条中第10項を削り、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 政策調整監は、上司の命を受け、県政の重要課題に係る総合調整に関する事務を掌理し、及び上司が命ずる特命事項を処理する。

第5条中第50号を第51号とし、第47号から第49号までを1号ずつ繰り下げ、第46項を削り、第45項を第47項とし、第43項及び第44項を削り、同条第42項中「農業土木検査主幹及び農業土木検査参事」を「工事検査主幹」に改め、同項を同条第46項とし、同条中第39項から第41項までを4項ずつ繰り下げ、第38項を第41項とし、同項の次に次の1項を加える。

42 営繕専門監は、上司の命を受け、営繕に関する事務を掌理し、及び上司が命ずる特命事項を処理する。

第5条中第37項を第40項とし、第31項から第36項までを削り、第30項を第35項とし、同項の次に次の4項を加える。

36 首席農林水産審議員は、上司の命を受け、農林水産政策全般に関する事項を審議する。

37 農林水産政策監は、上司の命を受け、農林水産関係団体への検査・指導等に関する事務を掌理し、及び上司が命ずる特命事項を処理する。

38 家畜衛生対策監は、上司の命を受け、家畜衛生に関する危機管理及び防疫の推進に関する事務を掌理し、及び上司が命ずる特命事項を処理する。

39 農林水産審議員は、上司の命を受け、農林水産政策に関する重要な事項を審議する。

第5条中第29項を第34項とし、第25項から第28項までを5項ずつ繰り下げ、第24項を第28項とし、同項の次に次の1項を加える。

29 労働雇用政策監は、上司の命を受け、産業人材の育成施策の推進に関する事務を掌理し、及び上司が命ずる特命事項を処理する。

第5条中第23項を第27項とし、第22項を削り、第21項を第24項とし、同項の次に次の2項を加える。

25 環境政策監は、上司の命を受け、環境立県に係る施策の推進及び調整に関する事務を掌理し、及び上司が命ずる特命事項を処理する。

26 環境生活審議員は、上司の命を受け、環境生活に関する重要な事項を審議する。

第5条中第20項を第23項とし、第19項を第22項とし、第18項を第20項とし、同項の次に次の1項を加える。

21 医療政策監は、上司の命を受け、地域医療に係る施策の推進及び調整に関する事務を掌理し、並びに上司が命ずる特命事項を処理する。

第5条中第17項を第19項とし、第13項から第16項までを2項ずつ繰り下げ、第12項を第13項とし、同項の次に次の1項を加える。

14 地域政策監は、上司の命を受け、地域振興施策に係る調整に関する事務を掌理し、及び上司が命ずる特命事項を処理する。

第5条第11項の次に次の1項を加える。

12 川辺川ダム対策監は、上司の命を受け、川辺川ダムに係る総合的な対策全般に関する事項を審議するとともに、別に定める事項を処理する。

第8条に次の2項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、危機管理監が掌理する事務に係る別表第2の適用に当たっては、同表中「部(局)次長専決事項」とあるのは、「危機管理監専決事項」と読み替えるものとする。

3 第1項本文の規定にかかわらず、別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項中の課(総室・室・センター)長専決事項のうち、あらかじめ課(総室・室・センター)長が指定した事項については、第5条第4項に規定する副総室長又は課長補佐(課内室に置く課長補佐を除く。)が専決することができる。

第9条中「、別表第4及び別表第5」を「及び別表第4」に改め、同条ただし書中「別表第5」を「別表第4」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、危機管理監が掌理する事務に係る別表第3の適用に当たっては、同表中「部(局)次長専決事項」とあるのは、「危機管理監専決事項」と読み替えるものとする。

3 第1項本文の規定にかかわらず、別表第3中の課(総室・室・センター)長専決事項

のうち、あらかじめ課（総室・室・センター）長が指定した事項については、第5条第4項に規定する副総室長又は課長補佐（課内室に置く課長補佐を除く。）が専決することができる。

第13条の次に次の1条を加える。

（上司への報告）

第13条の2 この訓令により専決した事項のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、上司に報告しなければならない。

第15条第3項中「危機管理室及び防災消防課」を「危機管理・防災消防総室」に、「危機管理室長又は防災消防課長」を「危機管理・防災消防総室長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

4 第一項前段の規定にかかわらず、健康福祉部長専決事項のうち、あらかじめ部長の指示を受けた事項に限り、部長が不在であるときは、医監がその事項を代決することができる。この場合において、医監が不在であるときは、その事項の所管課の担当部次長がその事項を代決することができる。

第16条第1項中「総室次長」を「副総室長」に改め、同項後段中「課長補佐」を「副総室長、課長補佐」に、「所管部（局）長」を「課（総室・室・センター）長」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

部（局）	課（総室・室・センター）	係
総合政策局	企画課	
	秘書課	
	広報課	
総務部	人事課	
	行政経営課	
	私学文書課	文書係 初等宗教係 中高等係
	職員課	研修係 厚生係 共済係
	財政課	
	管財課	施設係 管理係 自動車係
	税務課	
	市町村総室	
	危機管理・防災消防総室	
	男女共同参画・パートナーシップ推進課	
地域振興部	地域政策課	
	川辺川ダム総合対策課	
	情報企画課	
	文化企画課	
	国際課	
	交通対策総室	
	統計調査課	
健康福祉部	健康福祉政策課	
	社会福祉課	
	少子化対策課	
	高齢者支援総室	
	障害者支援総室	
	医療政策総室	
	健康づくり推進課	
	健康危機管理課	
	薬務衛生課	

環境生活部	環境政策課	
	環境保全課	
	水環境課	
	自然保護課	
	廃棄物対策課	
	水俣病対策課	
	食の安全・消費生活課	
	交通安全・青少年課	
	人権同和対策課	
	人権センター	
商工観光労働部	商工政策課	
	産業支援課	
	経営金融課	
	企業立地課	
	観光物産総室	
	労働雇用総室	
農林水産部	農林水産政策課	
	団体支援総室	
	農業経営課	
	農業技術課	
	農産課	
	園芸生産・流通課	
	畜産課	
	農村計画・技術管理課	
	農村整備課	
	森林整備課	
	林業振興課	
	森林保全課	
	水産振興課	
漁港漁場整備課		
土木部	監理課	庶務係 経理係 建設業係
	用地対策課	
	土木技術管理室	技術指導係 技術管理係
	道路整備課	
	道路保全課	
	河川課	計画調査係 管理係 河川係 開発係 防災係
	港湾課	管理係 計画係 建設係
	都市計画課	計画調整係 街路係 市街地開発係

	新幹線都市整備総室	
	下水環境課	
	建築課	
	住宅課	計画係 建設係 管理係
	砂防課	砂防第一係 砂防第二係

別表第2を次のように改める。

別表第2(第8条関係)

1 支出負担行為以外の共通専決事項

知事専決事項	部(局)長専決事項	部(局)次長専決事項	課(総室・室・センター)長専決事項	係長専決事項
1 県行政の総合的な企画、調整及び運営に関する基本方針に関すること。	1 各係の分担事務の決定に関すること。	1 所属の役付職員(課長補佐以下の役付職員を除く。)の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。	1 所属職員の担当事務の決定に関すること。	1 軽易な部内に対する通知、申込み、照会及び証明並びに届出の受理に関すること。
2 重要な事業の計画及び実施方針の決定に関すること。	2 訓令の軽易な改廃に関すること。	2 所属の役付職員(課長補佐以下の役付職員を除く。)の服務に関すること。	2 所掌事務に係る法令の規定による補職の命免をすること。	2 運転日誌の確認に関すること。
3 行政組織、予算の編成並びに権限の委任及び配分に関すること。	3 所属部(局)次長の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。	3 非常勤の嘱託員、調査員、講師その他これらに準ずる者の任免、委嘱及び解嘱に関すること。	3 課長補佐以下の所属職員の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。	
4 県議会の招集及び解散に関すること。	4 所属出先機関の長の県外旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。	4 県有財産及び国有財産の管理並びにそれらのうち軽易なものの取得及び処分に関すること。	4 所掌事務に係る関係者に対する旅行依頼に関すること。	
5 県議会の議決又は同意等を求める議案並びに報告の提出及び県議会に対する諮問に関すること。	5 所属部(局)次長の服務に関すること。	5 告示及び公告に関すること。	5 通勤手当及び住居手当の決定に関すること。	
6 条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関すること(部長(局)専決に該当するものを除く。)	6 所属出先機関の長の服務に関すること。	6 許可、認可、免許、承認等の行政処分及び行政代執行に関すること。	6 所属職員の時間外勤務等の命令に関すること。	
7 副知事及び部(局)長の旅行命令並びに当該旅行に係る復命に関すること。	7 附属機関の委員のうち試験委員の任免、委嘱及び解嘱に関すること。	7 行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項又は熊本県行政手続条例(平成7年熊本県条例第53号)第13条第1項に規定する諮問又は弁明の機会の付与に関すること。	7 所掌事務の服務に関すること。	
8 副知事及び部(局)長の服務に関すること。	8 附属機関の運営及びこれに対する諮問に関すること。	8 補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定及び確定に関すること。	8 あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関すること。	
9 委員会、審議会、協議会の委員等並びに顧問、参与、専門委員等の任免、委嘱及び解嘱に関すること(部(局)長専決に該当するものを除く。)	9 請願及び陳情の処理に関すること。	9 補助金、助成金、交付金、奨励金等の申請及び交付手続並びに必要な措置に関すること。	9 公の施設の軽易な利用の許可に関すること。	
10 重要な県有財産の取得及び処分に関すること。	10 重要な許可、認可、免許、承認等の行政処分及び行政代執行に関すること。	10 補助金、助成金、交付金、奨励金等に係る請求書、実績報告書、決算書等に関すること。	10 願、届出書等の処理に関すること(係長専決に該当するものを除く。)	
11 重要な契約の締結及びその変更に関すること。	11 表彰に関すること。	11 補助事業に係る指令前着工承認に関すること。	11 軽易な告示及び公告に関すること。	
12 重要な事項の告示、公告その他公表に関すること。	12 重要な補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定及び確定に関すること。	12 公益法人の定款変更認可(課長専決に該当するものを除く。)に関すること。	12 軽易な許可、認可、免許、承認等の行政処分にに関すること。	
13 訴訟、審査請求、異議申立て、再審査請求その他争訟に関すること。	13 公益法人の設立の許可及び許可の取消し等に関すること。	13 歳出予算の各項の間又は各目との相互の流用に関すること。	13 公益法人の軽易な定款変更認可に関すること。	
14 重要な請願及び陳情の処理に関すること。	14 公益信託の引受けの許可、信託条項の変更の認可等に関すること。	14 50万円以上500万円未満の歳出予算の趣旨の変更に関すること。	14 公益法人及び公益信託に係る軽易な届出、報告等に関すること。	
15 特に重要な許可、認可、免許、承認等の行政処分及び行政代執行に関すること。	15 通達に関すること。	15 設計高1億円以上3億円未満の工事の施行の決定に関すること。	15 軽易な補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定及び確定に関すること。	
16 行政処分の取消し及び撤回に関すること。	16 法令に基づく検査、立入検査、調査、質問、報告の徴収等に関すること。	16 設計高1億円以上3億円未満の工事の予定価格の決定に関すること。	16 通知、照会、回答、報告、申請その他往復文書に関すること(係長専決に該当するものを除く。)	
17 儀式及び重要な表彰に関すること。	17 所掌事務に係る図書及び印刷物の発行及び配布に関すること。	17 設計高2億円未満の工事で設計変更額が5,000万円以上の設計変更及び設計高2億円以上5億円未満の工事に係る設計変更に関すること。ただし、設計変更により工事金額が5億円以上となるものを除く。	17 經由文書の進達に関すること。	
18 特に重要な補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定及び確定並びに歳計現金余裕金の融資金額の決定に関すること。	18 寄付採納の承諾に関すること。	18 設計高1億円以上3億円未満の工事の出来形	18 所掌事務に係る証明書、身分証明書等の交付に関すること(係長専決に該当するものを除く。)	
19 その他重要な事項の決定に関すること。	19 熊本県物品取扱規則(昭和39年熊本県規則第20号)第17条の規定による貸付け、譲与又は譲渡の承認をすること。		19 軽易な補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定及び確定に関すること。	
	20 使用料及び手数料の減免に関すること。		20 各種免許証、認可証、免許証、登録証等の再交付、書換え交付、返納等に関すること(係長専決に該当するものを除く。)	
	21 分担金等に係る滞納処分に関すること。		21 講習会、打合せ会その他の会合の開催に関すること。	
	22 過料処分に関すること。		22 法令に基づく軽易な検査、立入検査、調査、質問、報告の徴収等に関すること。	
	23 用地等の買収及び損失補償に係る単価(標準価額)の決定に関すること。		23 登記及び供託に関すること。	
	24 設計高3億円以上5億円未満の工事の施行の決定に関すること。			
	25 設計高5,000万円以上5億円未満の工事の指名競争入札参加者の決定に関すること。			

<p>26 設計高3億円以上の工事の予定価格の決定に関する事。</p> <p>27 契約(2 支出負担行為に係る共通専決事項の表に定めるものを除く。)の締結及びその変更に関する事。</p> <p>28 設計高3億円以上の工事の出来形検査及びしゅん工検査に関する事。</p> <p>29 設計高3億円以上の市町村等補助工事の中間検査及びしゅん工確認検査に関する事。</p>	<p>検査及びしゅん工検査に関する事。</p> <p>19 設計高1億円以上3億円未満の市町村等補助工事の中間検査及びしゅん工確認検査に関する事。</p> <p>20 その他定例的事務の処理に関する事。</p>	<p>24 所掌事務に係る統計、調査等資料の収集及びあつ旋に関する事。</p> <p>25 所掌事務に係る軽易な図書及び印刷物の発行及び配布に関する事。</p> <p>26 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第11条から第15条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関する事。</p> <p>27 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関する事。</p> <p>28 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に関する事。</p> <p>29 熊本県個人情報保護条例第25条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に関する事。</p> <p>30 熊本県個人情報保護条例第25条の7の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定等に関する事。</p> <p>31 第26号から第28号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関する事(係長専決に該当するものを除く。)</p> <p>32 分担金等の調定、納入通知書の発行及び督促状の発付に関する事。</p> <p>33 歳出予算の令達に関する事。</p> <p>34 歳出予算の各節の間の相互の流用に関する事。</p> <p>35 50万円未満の歳出予算の趣旨の変更に関する事。</p> <p>36 設計高1億円未満の工事の施行の決定に関する事。</p> <p>37 設計高5,000万円未満の工事の指名競争入札参加者の決定に関する事。</p> <p>38 設計高1億円未満の工事の予定価格の決定に関する事。</p> <p>39 設計高2億円未満の工事で設計変更額が5,000万円未満の工事の設計変更の決定に関する事。ただし、設計変更により工事金額が2億円以上となるものを除く。</p> <p>40 設計高1億円未満の工事の出来形検査及びしゅん工検査に関する事。</p> <p>41 設計高1億円未満の市町村等補助工事の中間検査及びしゅん工確認検査に関する事。</p> <p>42 取入に関する事。</p> <p>43 支出命令に関する事。</p> <p>44 その他定例的かつ軽易な事務の処理に関する事。</p>
---	---	--

2 支出負担行為に係る共通専決事項

区分	知事決裁事項	部(局)長専決事項	部(局)次長専決事項	課(総室・室・センター)長専決事項	備考
1報酬				全額	
2給料				全額	
3職員手当				全額	
4共済費				全額	
5災害補償費				全額	
6恩給及び退職年金				全額	
7賞金				全額	
8報償費		500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円未満	
9旅費		500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円未満	
10交際費		500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円未満	
11需用費	食糧費	500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円未満	
	賄材料費	500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円未満	
	一般需用費	1,000万円以上	200万円以上1,000万円未満	200万円未満	光熱水費及び複写機使用料にあっては、全額課(総室・室・センター)長専決とする。
12役務費			100万円以上	100万円未満	電話料にあっては、全額課(総室・室・センター)長専決とする。
13委託料		1億円以上	2,000万円以上1億円未満	2,000万円未満	測量、調査、試験、設計等の工事に係る委託又は道路の維持管理に係る委託に限る。
		1億円以上	5,000万円以上1億円未満	5,000万円未満	国への工事施行の委託に限る。
		5,000万円以上	1,000万円以上5,000万円未満	1,000万円未満	
14使用料及び賃借料		2,000万円以上	400万円以上2,000万円未満	400万円未満	リース契約に限る。
		500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円未満	
15工事請負費		2億円以上		2億円未満	設計変更により2億円以上となるものは、課(総室・室・センター)長専決とする。
16原材料費		2,000万円以上	1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円未満	工事材料の購入に限る。
		500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円未満	
17公有財産購入費		5,000万円以上		5,000万円未満	
18備品購入費		1,000万円以上	200万円以上1,000万円未満	200万円未満	
19負担金、補助及び交付金		500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円未満	補助金及び交付金については、1支出負担行為以外の共通専決事項の表の規定による。
20扶助費		1億円以上	1,000万円以上1億円未満	1,000万円未満	
21貸付金		1億円以上	1,000万円以上1億円未満	1,000万円未満	
22補償、補填及び賠償金		5,000万円以上		5,000万円未満	用地等の買収及び損失補償に限る。
	500万円以上	100万円以上500万円未満		100万円未満	
23償還金、利子及び割引料		1,000万円以上		1,000万円未満	
24投資及び出資金	500万円以上	100万円以上500万円未満		100万円未満	
25積立金		500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円未満	
26寄附金	500万円以上	100万円以上500万円未満		100万円未満	
27公課費		500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円未満	
28繰出金		500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円未満	

(注)熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第34条の規定による支出負担行為書の作成についての決裁区分は、別に支出負担行為の決裁を経ているもの限り、課(総室・室・センター)長専決とすることができる。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

部(局)	課	分掌事務	知事決裁事項	部(局)長専決事項	部(局)次長専決事項	課(総室・室・セク)長専決事項	備考欄に定める役付職員専決事項	備考
総合政策局	企画課	1 県の政策及び施策の総合的な企画及び調査研究に関すること。						
		2 県総合計画の策定及び進行管理に関すること。						
		3 知事会、九州地方行政連絡会議及び九州地方開発推進協議会に関すること。						
		4 地方分権に関すること。						
		5 総合政策局の庶務に関すること。						
		6 特定政策推進室に関すること。						
		(1) 知事が特に指定する政策及び施策の企画、調整及び推進に関すること。						
		(2) ユニバーサルデザインの理念に基づく施策の企画、調整及び推進に関すること。						
	7 重点施策推進室に関すること。							
	(1) 重点施策に係る企画、調整及び推進に関すること。							
	(2) 行政評価に係る企画、調整及び推進に関すること。							
	8 総合政策局長室に関すること。							
	秘書課	1 居室に関すること。	1 行幸啓等に関すること。 2 献上品に関すること。 3 御下賜品等に関すること。					
		2 儀式に関すること。						
3 知事及び副知事の秘書に関すること。		1 行事日程に関すること。						
4 栄典に関すること。		1 叙位叙勲に関すること。 2 褒章条例(明治14年太政官布告第63号)による褒章に関すること。						
5 政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例(平成7年熊本県条例第66号)の施行に関すること。			1 同条例第5条の規定による資産等報告書等の保存及び閲覧に関すること。					
6 政策調整室に関すること。								
(1) 県の政策及び施策の総合調整に関すること。								
(2) 庁議に関すること。	1 庁議を開催すること。							

広報課	1 広報に関する こと。	1 広報の企画 を決定する こと。 2 広報功労者 を表彰する こと。	1 広報研修計 画を決定する こと。 2 市町村広報 活動の支援及 び実態調査に 関すること。 3 広報広聴審 議会の開催に 関すること。	1 広報誌の 原稿作成に 関すること。 2 庁内写真広 報及び写真 に関する こと。 3 日本広報 協会に関 すること。 4 テレビ及 びラジオの 放送に関 すること。		
	2 広聴に関する こと。	1 広聴の企画 を決定する こと。	1 広聴事業の 実施に関 すること。	1 陳情、投 書等に関 すること。		
	3 県政記者会との 連絡及び県政記 者室に関する こと。		1 県政記者室 に関する こと。	1 県政記者 会に関 すること。		
	4 県民行政相談室、 県民ホール受付及 び県民のひろば受 付に関する こと。			1 県民行政 相談室、県 民ホール受 付及び県民 のひろば受 付に関 すること。		
	5 県民運動の連絡 調整に関する こと。			1 県民運動 の連絡調 整に関 すること。		
総務部	人事課	1 職員の任免、分 限、表彰、懲戒そ の他人事に関する こと。 2 勤務評定を 実施すること。	1 吏員相当職以 上の者の任免 (地方公務員 の育児休業等 に関する法律 (平成3年法律 第110号)第6 条第1項第1号 による場合を 除く。)、分限 (地方公務員法 第261号)第28 条第2項第1号 の規定による 場合を除く。)、 表彰及び懲戒 に関する こと。 2 勤務評定を 実施すること。	1 吏員相当職以 上の者の任 免(地方公務 員の育児休業 等に関する法 律第6条第1項 第1号による 場合に限る。) に関する こと。 2 吏員相当職 以上の者の地 方公務員法第 28条第2項第 1号の規定に よる分限に関 すること。 3 吏員相当職 以外の者の任 免、分限、表 彰及び懲戒に 関すること。 4 育休等代替 臨時職員の任 免に関する こと。 5 熊本県職員 の職務に専念 する義務の特 例に関する条 例(昭和26年 熊本県条例第 71号)第2条の 規定による免 除をすること (総務部長が 別に指定する ものを除く。) 6 同法第38条 の規定による 営利企業等の 従事制限の許 可をすること。	1 地方公務 員法第22条 第2項の規定 による臨時 的任用に係 る人数、任 用期間、業 務内容及び 賃金単価に ついて承認 すること。 2 病気休暇 (結核性疾患 以外の私傷 病により療 養を必要と 認められる 場合における 気体休暇を 承認する こと。 3 熊本県職 員の勤務時 間、休暇等 に関する規則 (平成7年熊 本県人事委 員会規則第 2号)第13条 の表3の項及 び4の項に規 定する場合 における特 別休暇を承 認すること。 4 熊本県職 員服務規程 (昭和31年熊 本県訓令第 1984号)第 22条に規定 する身上異 動の届出を 受理すること。 5 地方公務 員の育児休 業等に関する 法律(平成 3年法律第 110号)第2 条の規定に よる育児休 業の承認及 び第3条の規 定による育 児休業の期 間の延長の 承認を すること。	

<p>2 職員の給与、旅費(計算に関することを含む。)、勤務時間その他の勤務条件に関すること。</p>	<p>1 昇格及び昇給の発令に関すること。</p>			<p>1 調整額の発令に関すること。 2 扶養親族に係る処理をすること(地域振興局において処理を除外すること。) 3 退職手当を支給すること。 4 単身赴任手当の決定(地域振興局において決定を除外すること。) 5 電子計算に係る出する組織との発令に関すること。 6 管理職員の特別勤務手当の決定に関すること。</p>	
<p>3 行政組織及び職員の定数に関すること。</p>	<p>1 行政機関の設置及び改廃に関すること。 2 職の設置及び改廃並びに職の格付の基準に関すること。</p>			<p>1 管理職員の等々の範囲を定める規則(昭和41年熊本県人事委員会規則第10号)第3条の規定に基づき組織改廃等を通知すること。</p>	
<p>4 副知事及び出納長の任免に関すること。</p>	<p>1 副知事及び出納長の任免をすること。</p>				
<p>5 各種委員会委員の任免に関すること。</p>	<p>1 各種委員会委員の任免をすること。</p>				
<p>6 職員の海外派遣研修に関すること。</p>					
<p>7 行政事務の指導及び監察に関すること。</p>		<p>1 内部監査事項の決定に関すること。 2 内部監査に基づく事務の改善指導に関すること。</p>			
<p>8 行政手続法及び熊本県行政手続条例の施行に係る事務の指導及び助言に関すること。</p>					
<p>9 事務能率に関すること。</p>					
<p>10 所管不明の事務の配分に関すること。</p>				<p>1 いずれの部(局)課(総室・室・センター)に属するかについて疑義のある事務の所管部(局)課(総室・室・センター)の決定に関すること。</p>	
<p>11 外部監査契約に基づく監査に関すること。</p>					
<p>12 特別職報酬等審議会、地方公務員災害補償基金、地方公務員災害補償基金支部審査会、定額公務員災害補償委員会、公務災害補償審査会、貴委員会、貴審査会、貴審査会及び交通事損賠償審査会に関すること。</p>	<p>1 特別職報酬等審議会に対する諮問に関すること。</p>	<p>1 公務災害の認定をすること。</p>		<p>1 軽易な公務災害の認定をすること。 2 公務災害補償をすること。</p>	
<p>13 総務部長室に関すること。</p>					

行政経営課	1 行財政改革の企画、調整及び推進に関すること。						
	2 出資団体等の指導に係る調整に関すること。						
私学文書課	1 文書に関すること。				1 本庁及び地方の文書事務の指導をなすこと。 2 外部者による文書の保存承認と。 3 保存文書の廃棄すること。		
	2 県印、知事印、副知事印及び部(局)長印の保管その他公印に関すること。				1 公印を登録すること。 2 印影の承認すること。		
	3 私立学校及び宗教学法人に関すること。	1 私立学校法(昭和24年法律第270号)第31条の規定により学校法人の認可すること。 2 同法第5条の規定により私立高等学校の設置、廃止及び設置者変更を認可すること。 3 同法第50条の規定により学校法人の解散の認可又は認定をすること。 4 同法第52条の規定により学校法人の合併を認可すること。 5 同法第62条の規定により学校法人の解散を命ずること。 6 学校教育法(昭和22年法律第26号)第84条の規定により私立専修学校設置又は私立各種学校設置の勧告及び教育の停止を命ずること。	1 私立学校法第45条の規定により学校法人の認可すること。 2 同法第5条の規定により私立の中学校、小学校、ろう学校及び幼稚園の設置、廃止及び設置者変更を認可すること。 3 同法第64条の規定に基づき私立専修学校又は私立各種学校の設置、廃止及び設置者変更を認可すること。 4 同法第26条第2項の規定により学校法人が行なう取組の種類の定め、これを公告すること。 5 同法第61条の規定により学校法人が行なう取組の停止を命ずること。 6 私立学校の学期を定めること。 7 私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第9条及び第10条の規定に基づく学校法人の助成に関すること。 8 日本私学振興財団に対する学校法人の融資申込みに対する副申請を付すること。 9 宗教学法人の規則を認証すること。 10 宗教学法人の合併及び解散を認可すること。		1 宗教学法人の規則を認証すること。		

	4 法制室に関する こと。						
	(1) 法制に係る指導、審査及び調整に関すること。	1 法令審議会の審議員を任免すること。					
	(2) 法規及び訟務に関すること。						
	(3) 公告式及び県公報に関すること。				1 官報報告原稿を提出すること。 2 県報を公報として発行すること。		
	(4) 文書の審査に関すること。						
	(5) 他課（総室・センター）の所管に属さない公益法人及び公益信託に関すること。						
	5 県政情報室に関する こと。						
	(1) 情報管理、情報提供及び情報公開並びに個人情報保護の総合的施策の推進に関すること。						
	(2) 熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）及び熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）に基づく事務の指導、助言及び実施に関すること。						
	(3) 情報公開制度に係る県民及び職員の意識の啓発並びに個人情報保護制度に係る県民、事業者及び職員の意識の啓発に関すること。						
	(4) 情報プラザに関すること。						
	(5) 情報公開審査会並びに個人情報保護制度審査会及び個人情報保護審査会に関すること。						
	6 公立大学法人熊本県立大学に関する こと。	1 理事長及び監事の任免に関すること。	1 会計監査人の選任に関する こと。				
	7 私立学校審議会 に関する こと。						
職員課	1 職員の研修に関する こと。	1 職員研修の基本計画を策定すること。	1 職員の研修を計画し、実施すること。				
	2 職員の福利厚生に関する こと。	1 厚生施設を設置すること。	1 職員の厚生及び保健体育事業を企画すること。 2 厚生施設を管理運営すること。		1 職員の厚生及び保健体育事業を実施すること。		
	3 職員の児童手当 に関する こと。				1 児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条第1項、第8条、第14条及び第17条の規定に基づく児童手当の認定及び支給並びに不正利得の徴収をすること。 2 同法第26条第2項の規定に基づく届出等を行うこと。 3 同法第29条の規定に基づく報告をすること。		

	4 職員の共済事業及び恩給に関すること。		1 恩給を裁定し、支給すること。				
財政課	1 県議会に関すること。	1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条に基づき議会の招集をすること。	1 議案及び報告書に関すること。				
	2 財政の健全化に係る企画、調整及び推進に関すること。						
	3 予算に関すること。	1 熊本県予算規則(昭和38年熊本県規則第73号)第6条に規定する予算編成方針の策定に関すること。 2 同規則第13条に規定する予算の決定をすること。 3 予算関係議案及び予算関係報告書の提出に関すること。 4 地方自治法第179条に基づき予算の専決処分に関すること。 5 同規則第21条に規定する特別会計の弾力条項の適用に関すること。 6 同規則第29条に規定する繰越明許費及び事故繰越の繰越承認をすること。	1 同法第219条第2項に基づく予算の報告及び公表に関すること。 2 同規則第26条に規定する予備費の充用(課長専決に該当するものを除く。)に関すること。 3 同規則第20条に規定する指定事業の決定に関すること。 4 同規則第27条に規定する予算執行状況調査に関すること。	1 同法第219条に基づく予算の報告に関すること。 2 同規則第16条及び第17条に規定する歳出予算の配当に関すること。 3 同規則第26条に規定する100万円未満の予備費の充用(軽易なものに限る。)に関すること。 4 同規則第25条に規定する歳入歳出予算科目の新設に関すること。 5 会計コード及び予算科目コードの管理に関すること。			
4 地方譲与税、地方交付税(県分)及び県債に関すること。	1 特別地方交付税の額の算定に用いる資料を提出すること。	1 起債計画書を提出すること。 2 起債充当報告に関すること。 3 起債許可申請に関すること。 4 起債借入れに関すること。 5 普通地方交付税の額の算定に用いる資料の提出に関すること。		1 公募債の消化状況報告に関すること。 2 起債統計報告に関すること。			
5 財政調整基金、災害基金、職員等退職手当基金、県有施設整備基金及び県債管理基金(以下この項において「基金」という。)の管理に関すること。		1 基金の処分の決定に関すること。 2 基金に属する現金の繰替運用の決定に関すること。					
6 全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会に関すること。	1 協議会規約の制定、改廃に関すること。	1 当せん金付証券の発売計画及び発売許可の申請に関すること。		1 協議会との連絡調整に関すること。			
7 財政事情の公表等に関すること。	1 財政事情の作成及び公表に関すること。 2 地方自治法第233条第5項に規定する主要な施策を説明する書類の作成に関すること。						
8 東京事務所に関すること。							

管財課	<p>1 県有財産の総轄に関すること。</p> <p>2 普通財産の管理及び処分に関すること。</p> <p>3 県庁舎及び県庁附属宿舍の維持管理に関すること。</p> <p>4 県庁舎及び県庁附属宿舍の電気及び機械の設備の管理に関すること。</p> <p>5 庁中取締りに関すること。</p> <p>6 乗用自動車の集中管理に関すること。</p> <p>7 国有資産等所在市町村交付金の交付に関すること。</p> <p>8 県有建物の災害共済の委託に関すること。</p> <p>9 土地開発基金に関すること。</p> <p>10 財産審議会に関すること。</p>	<p>1 公有財産再評価に関する基準を決定すること。</p> <p>2 用地等価格評価に関する基準を決定すること。</p> <p>3 出先庁舎及び本庁舎の建設を決定すること。</p> <p>4 県有財産事務運営の基本的事項を決定すること。</p> <p>1 評価額7,000万円以上の不動産を処分すること。</p> <p>1 行政財産の目的外使用の許可(部(局)長専決に該当するものを除く。)をすること。</p>	<p>1 財産台帳整備に関する方針を決定すること。</p> <p>2 公有財産運用の方針を決定すること。</p> <p>3 公有財産の実態調査に関する方針を決定すること。</p> <p>1 普通財産の貸付けをすること。</p> <p>2 評価額1,000万円以上7,000万円未満の不動産を処分すること。</p> <p>1 行政財産の目的外使用のうち軽易なものに許可をすること。</p> <p>2 事務室の使用の決定をすること。</p> <p>3 代用宿舍借上契約をすること。</p> <p>4 1,000万円以上の庁舎及び附属施設の清掃、維持補修、警備等を委託をすること。</p>		<p>1 公有財産再評価及び修正の決定をすること。</p> <p>2 公債の償還請求をすること。</p> <p>3 県有財産表を作成をすること。</p> <p>4 公有財産の状況の報告を請求をすること。</p> <p>1 普通財産の境界の確認をすること。</p> <p>2 普通財産の一時貸付け及び普通財産のうち電柱類敷地と付着しての軽易な等貸付けをすること。</p> <p>3 評価額1,000万円未満の不動産を処分をすること。</p> <p>1 行政財産の目的外使用のうち電柱類敷地と使用しての軽易な等使用の許可をすること。</p> <p>2 宿舍の許可をすること。</p> <p>3 会議室の使用の許可をすること。</p> <p>4 職員駐車場の使用の許可をすること。</p> <p>5 火気物品等の使用の許可をすること。</p> <p>6 1,000万円未満の庁舎及び附属施設の清掃、維持補修、警備等を委託をすること。</p> <p>1 電話の新設及び移転をすること。</p>		
-----	--	--	---	--	--	--	--

<p>税務課</p>	<p>1 県税に関する こと。</p>	<p>1 熊本県税条例(昭和29年条例第28号)第25条の規定に基づく県税の課税免除をすること(熊本県税特別措置条例(昭和39年熊本県条例第5号)の規定による課税免除及び不均一課税を除く。)</p>	<p>1 県税の減免処分を取り消すこと。 2 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条に基づく県税及び県収入税に係る徴収金に関する処分について不服申立てのうち極めて重大なもの以外のものに対する決定又は裁決をすること。 3 地方税法第742条第1項及び第3項並びに第743条第1項の規定に基づき県が固定資産税を課する場合理済の指及及び決定を通告する場合その場を合議に承認すること。</p>	<p>1 地方税法第19条の規定に基づく県税及び県収入税に関する処分について不服申立てのうち、事実の認定又は法令の適用に係る不服申立てであって、当該処分が違法又は不当なものと認められるものに対する決定又は裁決をすること。 2 県税収入に係る郵便料の支拂をすること。</p>	
	<p>2 税理士に関する こと。</p>				<p>1 税理士法(昭和26年法律第237号)第23条の規定により同法第4条及び第24条の規定による欠格事項又は登録拒否事由に該当する事実の認定及び通知をすること。</p>
	<p>3 熊本県税事務所及び自動車税事務所に関する こと。</p>				
<p>市町村総室</p>	<p>1 市町村その他地方公共団体の行財政に関する こと。</p>	<p>1 市町村の廃置分合及び境界変更について議案を提出すること。 2 市町村の廃置分合及び境界変更を決定すること。 3 町村を市とし、村を町とすることについて議案を提出すること。 4 町村を市とし、村を町と決定すること。 5 市町村の境界に関し、争論があるとき地方自治法第251条の2の規定に付すること。 6 市町村の境界が判明でない場合その境界を決定すること。 7 公有水面のみに係る市町村の境界を決定すること。</p>	<p>1 市町村その他地方公共団体の行財政に関する指導、助言及び勧告をすること。 2 一部事務組合の規約の変更等を許可すること。 3 市町村の一部事務組合の解散届を受理すること。 4 市町村の公務の受託に提案すること。 5 市町村の公務の受託を決定すること。 6 財産区の監査を実施すること。 7 市町村の財務に関する資料を総務大臣に提出すること。 8 市町村の財政再建計画の協議を総務大臣に提出すること。</p>		<p>1 あらたに生じた土地の確認届出を告示すること。 2 市町村内の字区域の設定改廃等の届出を告示すること。 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第5条第1項の規定に基づき市町村の廃置分合に係る事務の分界を定め、又は承継すべき市町村を指定すること。 4 地方自治法施行令第6条の規定に基づき市町村の境界変更事由による承継について定めること。</p>

8 市町村長の
臨時代理者
を選任する
こと。市町村
相互間の機
関又は市町
村間の紛争
があるとき
自治委員の
調定に付す
こと。
10 市町村に
関する事件
について、
都道府県知
事との協定
を定めるた
め行うこと。
11 市町村の
事務について、
審査請求等
に対する裁決
又は審査決
定する区域
の新設、廃止
又は変更を
決定すること。
13 一部事務
組合の設立
を許可する
こと。市町村
が設置する
事業団の設
置を認可す
ること。
15 市町村の
財政再建の
申請を総務
大臣に送達
すること。

9 市町村の財
政再建計画
の変更し、
その結果を
総務大臣に
報告すること。
10 歳入欠陥を
生じた市町
村の寄附金
の支出を同
意すること。
11 市町村の地
方交付税の
額及び地方
交付金の額
の算定結果
を総務大臣
に報告する
こと。総務
大臣は、又
は決定した
地方交付税
の額及び地
方交付金の
額を市町村
に通知する
こと。
13 地方交付
税及び地方
交付金の交
付時期と交
付すべき額
を総務大臣
に通知する
こと。
14 地方交付
税及び地方
交付金の額
を超過する
交付金を還
付させるこ
と。
15 市町村の基
準財政需要
額又は基準
収入額に加
算し又は減
算すべき誤
差及び市町
村の増減収
入見込額に
加算すべき
減算すべき
誤差等の額
を総務大臣
に報告し、
市町村に
通知するこ
と。
16 錯誤によ
り生じた地
方交付税又
は地方交付
税の特例交
付金の額に
超過する額
について、
返還すべき
額を総務大
臣に報告し、
及びその返
還の方法に
ついて市町
村の意見を
聞くこと。
17 地方交付
税及び地方
交付金の額
の算定に用
いた資料の
検査結果を
総務大臣に
報告するこ
と。
18 地方債の
枠配分に伴
う任意予定
額及び許可
予定額を
決定すること。
19 地方債の
枠を総務大
臣に提出す
ること。
20 地方債の
許可方針及
び運用の方
針について
通知するこ
と。

5 地方自治
法第296条
の5第2項
の規定によ
る財産区
の財産施設
の処分に関
する協定に
関すること。
6 同法同条
第5項の規
定による不
均一課税又
は一課税の
許可に関す
ること。
7 市町村か
ら提出され
た地方交付
税及び地方
交付金算定
の額に關し
て、必要と
する資料を
総務大臣に
送付するこ
と。
8 地方交付
税及び地方
交付金算定
の額に關し
て、必要と
する資料を
総務大臣に
送付するこ
と。
9 地方債の
不用額を
総務大臣に
提出するこ
と。
10 地方財政
法(昭和23
年法律第109
号)第5条の3
第1項の規
定に基づく
地方債の協
議について
同意をする
こと及び同
法第5条の4
第1項の規
定に基づく
地方債の許
可に關する
こと(熊本
市に限る。)
。11 国有
施設等所在
市町村の助
成交付金の
額を市町村
長へ通知す
ること。

			<p>21 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第28条第1項の規定に基づき、地方公営企業法第40条の3第2項に定める地方公営企業の経営に関する事項を総務大臣に報告すること。</p> <p>22 赤字地方公営企業の再建申請書を総務大臣へ送達すること。</p> <p>23 地方公営企業法施行令第28条第2項の規定に定める事項を総務大臣に報告すること。</p> <p>24 固定資産の価格等の修正に係る勧告を行なうこと。</p> <p>25 固定資産の評価及び価格等の配分を行なうこと。</p> <p>26 固定資産の価格等の概要をとりまとめ、作成し、送付すること。</p> <p>27 市町村の固定資産平均価額を算定すること。</p>				
2	市町村合併推進に関すること。						
3	市町村の土地開発公社に関すること。	<p>1 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第2項の規定により市町村が設立団体となる土地開発公社の設立を認可すること。</p> <p>2 同法第22条の規定により土地開発公社の解散を認可すること。</p> <p>3 同法附則第2条第2項の規定により公益組組織を変更して土地開発公社と認可すること。</p>	<p>1 同法第14条第2項の規定により土地開発公社の定款の変更を認可すること。</p> <p>2 同法第19条第2項により土地開発公社に対し報告を求め、又は指定した職員に土地開発公社の事務所を立入検査をさせること。</p> <p>3 同法同条第5項の規定により土地開発公社の設立団体又はその長に対し、その業務について必要な措置を講ずべきことを求めること。</p> <p>4 土地開発公社の事業計画に関すること。</p>	1	土地開発公社に関する報告を受理すること。		
4	市町村振興資金に関すること。	<p>1 熊本県市町村振興資金貸付要項第2条の規定により貸付金の貸付を定めること。</p>	<p>1 同要項第6条の規定により貸付けの内定をすること。</p> <p>2 同要項第7条の規定により事業の変更、中止又は廃止を承認すること。</p> <p>3 同要項第8条の規定により貸付けの内定を取消すること。</p>	1	同要項第10条第1項の規定により貸付けの決定をすること(熊本市分に限る。)	2	同要項第10条第2項の規定により貸付金の借用証書及び借請書を受理すること。

<p>危機管理 ・防災消 防総室</p>	<p>1 危機管理に係る調整に関すること。</p>			<p>1 危機管理に係る情報収集及び調整に関すること。</p>			
<p>2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)の施行に関すること。</p>	<p>1 同法第2条第2項の規定により指定地方公共機関を指定すること。 2 同法第11条第4項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し国民の保護のための措置の実施に關し必要な要請をすること。 3 同法第12条第1項の規定により国民の保護のための措置の実施に關し他の都道府県知事に応援を求めること。 4 同法第14条第1項の規定により市町村長の実施すべき国民の保護のための措置を代行すること。 5 同法第15条第1項の規定により自衛隊の部隊等の派遣を要請すること。 6 同法第21条第3項の規定により指定公共機関又は指定地方公共機関に対し国民の保護のための措置の実施に關し必要な要請をすること。 7 同法第26条第1項の規定により県対策本部の設置の指定の要請をすること。 8 同法第27条第1項の規定により県対策本部を設置すること。 9 同法第34条第1項の規定により国民の保護に關する計画を作成すること。 10 同法第38条第4項の規定による県国民保護協議会の委員の任命に關すること。 11 同法第38条第7項の規定による県国民保護協議会の専門委員の任命に關すること。 12 同法第54条第1項の規定により避難の指示を行うこと。 13 同法第55条第1項及び第2項の規定により避難の指示の解除を行うこと。</p>	<p>1 同法第35条第5項又は第8項の規定により市町村の国民の保護のための計画の作成又は変更の協議を受けること。 2 同法第42条第1項の規定により、国民の保護のための措置について訓練をすること。</p>		<p>1 同法第127条第1項の規定により市町村長及び指定地方公共機関から被災情報の報告を受けること。 2 同法第127条第2項の規定により総務大臣を報告すること。</p>			

		<p>14 同法第97条第4項の規定により対策本部長に対し必要な措置を講ずるよう要請すること。</p> <p>15 同法第99条第1項により緊急通報を発令すること。</p> <p>16 同法第112条第5項により退避の指示を行うこと。</p> <p>17 同法第114条第2項により警戒区域を設定し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずること。</p> <p>18 同法第148条第1項の規定により避難施設を指定すること。</p>						
<p>3 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の施行に関すること。</p>	<p>1 同法第2条第1項第6号の規定による指定地方公共機関を指定すること。</p> <p>2 同法第15条第5項第5号、第6号及び第7号の規定による県防災会議委員を指名又は任命すること。</p> <p>3 同法第15条第7項の規定による県防災会議の専門委員を任命すること。</p> <p>4 同法第17条及び第18条の規定による県防災会議の協議会を設置すること。</p> <p>5 同法第23条第1項の規定による県災害対策本部を設置すること。</p> <p>6 同法第73条第1項の規定による市町村長の実施すべき応急措置を代行すること。</p> <p>7 同法第74条第1項の規定による応急措置を実施するため、他の都道府県知事に応援を求めること。</p> <p>8 同法第74条第1項、第77条第2項及び第80条第2項の規定により他の都道府県、指定行政機関の長及び指定公共機関等から応援の要請又は応急措置の実施の要請を受け</p>	<p>1 同法第13条第1項の規定により中央防災会議に資料の提出又は意見の開陳をすること。</p> <p>2 熊本県防災会議条例(昭和37年熊本県条例第54号)第3条の規定による防災会議幹事を任免すること。</p> <p>3 同法第16条第4項の規定による市町村防災会議を設置し、協定を受けること。</p> <p>4 同法第23条第6項の規定により県警察委員会に対し指示をすること。</p> <p>5 同法第29条第1項又は第30条の規定により指定行政機関の長等に対し職員を派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し指定行政機関等職員を派遣を求め</p> <p>6 同法第40条の規定による県地域防災計画の策定又は修正に際し、原案を作成すること。</p> <p>7 同法第42条の規定による市町村防災会議の行なう市町村地域防災計画の作成又は修正の協議を受けること。</p> <p>8 同法第48条及び県地域防災計画の定めるところによる防災訓練を</p>	<p>1 同法第33条の規定により内閣総理大臣に対し県職員の職種別現員数等の資料を提出すること。</p> <p>2 同法第53条第1項及び県地域防災計画の定めるところによる市町村長の被害状況等の報告を受けること。</p> <p>3 同法第53条第2項の規定により内閣総理大臣に被害状況を報告すること。</p>	<p>1 同法第17条第2項の規定による市町村防災会議の設置の届出を受理すること。</p> <p>2 同法第50条第2項及び県地域防災計画の定めるところによる応急対策を実施すること。</p> <p>3 同法第51条及び第55条並びに県地域防災計画の定めるところによる気象警報を伝達し、又は災害情報を伝達すること。</p> <p>4 同法第34条第2項の規定による中央防災会議の防災基本計画の作成又は修正の通知を受けること。</p> <p>5 同法第36条第2項又は第38条第2項の規定による指定行政機関の長又は指定公共業務計画の作成又は修正の通知を受けること。</p>				

		<p>9 県地域防災計画の定めるところによる陳情書等を作成すること。</p> <p>10 同法第57条及び第79条の規定による関係機関の通信設備を優先的に利用すること。</p> <p>11 同法第70条第3項の規定により指定行政機関の長に対し応急措置の実施を要請し、又は求めること。</p> <p>12 同法第71条第1項の規定による従事命令等を発し、又は施設等を使用し若しくは収容し、又は職員に立入、検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から報告をさせること。</p> <p>13 同法第72条第1項の規定により市町村長に対し、応急措置の実施について指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示すること。</p>				
4 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)の施行に関すること。	<p>1 同法第5条第4項の規定により第一種事業所の新設に関する計画について主務大臣に対し意見を述べること。</p> <p>2 同法第28条第5項第4号及び第9号の規定による防災本部の本部員を任命又は任命すること。</p> <p>3 同法第28条第7項の規定による防災本部の専門員を任命すること。</p>	<p>1 同法第2条第5号の規定による第二種事業所を指定すること。</p> <p>2 熊本県石油コンビナート等防災本部条例(昭和51年熊本県条例第67号)第3条第2項の規定による幹事を任免すること。</p>				
5 自衛隊に関すること(隊員募集を除く。)	1 災害派遣を要請すること。	1 協力要請(災害派遣を除く。)に関すること。		1 演習通報の処理に関すること。		
6 消防に関すること。	<p>1 消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条の2の規定による消防施設の強化拡充の助成をすること。</p> <p>2 同法第24条の2の規定により非常事態の場合において市町村長等に対し、災害防衛の措置に関し、必要な指示をすること。</p>	<p>1 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の8第3項の規定による消防設備士試験を実施すること。</p> <p>2 消防組織法第18条の2の規定による市町村相互間の連絡協調及び消防職員の人事交流に関すること。</p>		<p>1 消防法第17条の7第1項の規定による消防設備士免状を交付すること。</p> <p>2 同法第22条第1項及び第2項の規定による火災気象通報を受け、市町村長に通報すること。</p>		

	<p>3 同法第24条の3の規定により緊急消防援助隊を派遣要請すること。</p>	<p>3 同法第18条の2の規定による指導(課長専決事項を除く。)に関すること。 4 同法第18条の2の規定による消防思想の普及宣伝に関すること。 5 同法第18条の2の規定による消防に関する市街地の等級化に関すること(消防庁長官が指定する市に係るものを除く。) 6 同法第20条の2の規定による勧告、指導及び助言をすること。 7 熊本県消防表彰規程(昭和55年熊本県告示第176号)により消防職員、消防団員及び消防機関等を表彰すること。</p>		<p>3 消防組織法第18条の2の規定による消防統計及び消防情報に関すること。 4 同法第18条の2の規定による消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に関すること。 5 同法第18条の2の規定による市町村消防計画の作成の指導を行うこと。 6 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条の規定による防火管理者講習会を実施すること。</p>			
<p>7 危険物の規制に関すること。</p>		<p>1 消防法第11条第1項の規定による危険物の製造所等の変更を許可すること。</p>	<p>1 消防法第13条の3第3項の規定による危険物取扱者試験をすること。</p>	<p>1 消防法第11条第5項及び第11条の2第1項の規定による危険物の製造所等の完成検査及び完成検査前検査をすること。 2 同法第13条の2第3項の規定による危険物取扱者免状を交付すること。</p>			
<p>8 消防学校に関すること。</p>		<p>1 消防組織法第18条の2の規定による消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること。 2 消防学校学生募集に関すること。</p>					
<p>9 電気(他課所掌のものを除く。)、ガス及び鉄砲火薬類に関すること。</p>		<p>1 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により製造保安責任者及び販売主任者の試験をすること。 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第38条の5の規定により液化石油ガス設備士の試験をすること。 3 武器等製造法(昭和28年法律第145号)の規定による猟銃等の製造及び販売の許可をすること。</p>	<p>1 高圧ガス保安法第20条第1項ただし書の規定により指定完成検査をすること。 2 同法第35条第1項第1号の規定により指定保安検査機関の指定をすること。 3 同法第50条の規定により容器検査所の登録をすること。 4 火薬類取締法の規定による信号炮管、及び信号火の製造、産業、娯楽、スポーツ及び救命の用に供する火工品の製造並びに火薬類の販売業の許可をすること(変更に係る許可に限る。)</p>	<p>1 高圧ガス保安法の規定による高圧ガスの製造又は貯蔵所の設置の許可をすること。 2 同法の規定による完成検査、保安検査又は輸入高圧ガスの検査を行うこと。 3 同法の規定により製造保安責任者又は販売主任者の免状を交付すること。 4 同法第39条の規定による緊急措置をすること。 5 同法第62条の規定による立入検査をすること。</p>			

4 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の規定による信号焰管、信号火せん及び煙火の製造、産業、娯楽、スポーツ及び救命の用に供する火工品の製造並びに火薬類の販売をすること(変更に係る許可を除く。)

5 同法第31条の規定により丙種火薬類製造保安責任者及び取扱保安責任者の試験を実施すること。

6 電気事業法(昭和39年法律第170号)第63条の規定によること。

6 液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律第3条の規定による販売業者の登録をすること。

7 同法の規定による保安機関又は液化石油ガス販売業者の認定をすること。

8 同法第35条第1項の規定による保安業務の承認をすること。

9 同法の規定による貯蔵施設等の設置又は充てん設備をすること。

10 同法の規定により完了検査及び保安検査の執行、検査証を交付すること。

11 同法第38条の4の規定による液化石油ガス設備士を交付すること。

12 同法第83条の規定による立入検査をすること。

13 火薬類取締法の規定による完成検査又は保安検査を行うこと。

14 同法の規定による危害予防規程及び保安教育計画の認可をすること。

15 同法第45条の規定による措置をすること。

16 同法第45条の21の規定による立入検査をすること。

17 同法の規定による火薬類の譲受、消費、廃棄及び輸入の許可をすること。

18 同法の規定による火薬庫及び貯蔵火薬類の設置及び貯蔵の指示をすること。

					19 同法第31条の規定により保安責任者免状を交付すること。			
					20 電気用品安全法(昭和36年法律第234号)第45条及び第46条の規定による電気用品販売事業者の立入検査等を行うこと。			
					21 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第46条及び第47条の規定によるガス用品販売店の取締りを行うこと。			
					22 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)の規定による電気工事業者の登録を行うこと。			
					23 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第2項の規定により電気工事士免状を交付すること。			
				10 無線の行政への応用に推進に関すること。				
				11 防災行政無線及び水防無線施設の管理に関すること。				
				12 防災行政無線及び水防無線の運営に関すること。				
				13 防災消防航空センターに関すること。				
				14 防災会議に関すること。				
男女共同参画・パートナーシップ推進課	1	男女共同参画社会の形成に係る施策及び協働社会の構築に係る施策(他課の分掌事務に係るものを除く。)の企画、調整及び推進に関すること。						
	2	男女共同参画社会づくりを目的とする団体の指導及び育成に関すること。						
	3	売春防止法(昭和31年法律第118号)の施行に関すること。						
	4	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)の施行に関すること。						
	5	熊本県男女共同参画推進条例(平成13年熊本県条例第59号)の施行に関すること。						

	<p>6 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の施行に関すること。</p>		<p>1 同法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人(以下この項において「法人」という。)の設立の認証をすること。 2 同法第25条第3項の規定により定款変更の認証をすること。 3 同法第30条の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。 4 同法第31条第2項の規定により法人の解散の認証をすること。 5 同法第32条第2項の規定により法人の解散に伴う残余財産の譲渡の認証をすること。 6 同法第34条第3項の規定により法人の合併の認証をすること。 7 同法第41条第1項の規定により法人の業務等に関する報告の徴収及び立入検査をすること。 8 同法第42条の規定により法人に対する運営等の改善措置を命ずること。 9 同法第43条第1項の規定により法人の設立の認証を取り消すこと。</p>		<p>1 同法第29条第1項の規定による事業報告等、役員名簿等及び定款等の提出に関すること。 2 同法に基づき届出に関すること。</p>	
	<p>7 くまもと県民交流館及び女性相談センターに関すること。</p>					
	<p>8 男女共同参画審議会に関すること。</p>					

地域振興部	地域政策課	1	地域の振興に係る施策の企画、総合調整及び推進に関すること。						
		2	過疎地域の振興その他地域開発の調査、企画及び調整に関すること。						
		3	離島振興、半島振興及び山村振興の調査、企画及び調整に関すること。						
		4	土地基本法(平成元年法律第84号)の施行に関すること。						
		5	国土利用計画法(昭和49年法律第92号)の施行に関すること。	1 同法第7条の規定に基づく国土利用計画(県計画)を策定すること。 2 同法第9条の規定に基づく土地利用基本計画を策定すること。 3 同法第27条の3の規定に基づく注視区域及び同法第27条の6の規定に基づく監視区域の指定等を行うこと。	1 同法第17条の規定に基づく土地売買等申請に対する許可を行うこと。 2 同法第24条の規定に基づく勧告に関すること。 3 同法第27条の5及び同法第27条の8の規定に基づく勧告等に関すること。 4 同法第26条の規定に基づく勧告の内容を公表すること。 5 国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第17条の2第1項第3号から第5号までの規定に基づく確認申請に対する確認を行うこと。 6 同法第31条の規定に基づく遊休土地に係る計画の届出に対する勧告を行うこと。	1 同法第27条の2の規定に基づく助言を行うこと。 2 同法第28条の規定に基づく遊休土地である旨の通知を行うこと。			
		6	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)の施行に関すること。		1 同法第41条の規定に基づく不動産鑑定業者に対する監督処分を行うこと。	1 同法第24条の規定に基づく不動産鑑定業者の登録を行うこと。			
		7	国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく土地分類調査に関すること。						
		8	国土利用計画地方審議会及び土地利用審査会に関すること。						
		9	熊本都市圏振興室に関すること。 (1) 熊本市域における総合行政推進のための連絡調整に関すること。 (2) 熊本都市圏地域の振興に係る施策の調整に関すること。 (3) 熊本都市圏整備に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。						
		10	地域振興部長室に関すること。						

川辺川ダム総合対策課	1	川辺川ダムに係る総合的な対策の企画及び調整に関すること。					
	2	球磨川流域の環境保全・改善対策等に係る総合調整に関すること。					
	3	五木・相良地域振興計画の推進に係る総合調整に関すること。					
情報企画課	1	高度情報化社会に対応する施策の企画、調整及び推進に関すること。					
	2	行政情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。					
文化企画課	1	文化行政の振興に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。					
	2	文化関係団体に関すること(教育委員会の所管に属するものを除く。)					
	3	県立劇場に関すること。					
国際課	1	国際化に係る施策の企画及び調整に関すること。	1 国際化に係る施策の基本方針に関すること。				
	2	姉妹提携地域、友好提携地域その他の地域との交流に関すること。					
	3	在熊外国人対策に関すること。					
	4	国際協力に関すること。	1 海外技術研修員及び自治体職員研修員の受入れを決定すること。		1 海外技術研修員及び自治体職員研修員の受入研修事務に関すること。 2 青年海外協力隊に関すること。		
	5	海外移住及び在外県人会に関すること。	1 県出身海外移住者子弟留学生の受入れを決定すること。		1 県出身海外移住者子弟留学生の受入事務に関すること。 2 在外県人会に関すること。		
	6	旅券センターに関すること。 (1) 一般旅券の発給の申請の受理及び交付に関すること。					
交通対策総室	1	総合交通対策に関すること。				1 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加への促進に関する条例(平成7年熊本県条例第16号)第27条第2項の規定に基づき、必要な指導及び助言をすること。	
	2	交通結節拠点の開発促進に関すること。					
	3	高速自動車道の建設促進及び連絡調整に関すること(道路整備課の分掌事務に係るものを除く。)					

	4 鉄道(新幹線・並行在来線対策室の分掌事務に係るものを除く。)及び地方バスの整備促進に関すること。						
	5 熊本空港の拡充整備に関すること。						
	6 航空路線の振興に関すること。						
	7 新幹線・並行在来線対策室に関すること。						
	(1) 九州新幹線の建設促進に関すること。						
	(2) 九州新幹線の建設促進に伴い、九州旅客鉄道株式会社から経営分離された並行在来線の鉄道輸送の確保対策に関すること。						
統計調査課	1 統計法(昭和22年法律第18号)及び熊本県統計調査条例(昭和30年熊本県条例第19号)に基づく調査(他課所掌のものを除く。)に関すること。	1 同条例に基づく統計調査を指定すること。	1 同条例に基づく統計調査の実施要綱を決定すること。 2 同条例に基づく統計調査の結果の公表を行なうこと。 3 同法及び同条例に基づく調査区の設定を行なうこと。		1 同法に基づく統計調査、同条例に基づく統計調査、その他の統計調査の実施計画をすること。 2 同法及び同条例に基づく調査員の任免を行なうこと。 3 同法に基づく統計調査の月例報告及び四半期報告をすること。 4 統計年鑑等の編さん及び各種統計資料をすること。		
	2 県勢の調査に関すること。						

健康福祉部	健康福祉政策課	1 保健医療福祉施策の企画、調整及び推進に関すること。					
		2 福祉事務所、保健所、福祉総合相談所、保健環境科学研究所及び総合福祉センターに関すること。					
		3 社会福祉審議会に関すること。					
		4 保健、福祉の情報企画に関すること。					
		5 健康福祉分野の研究の企画及び調整に関すること。					
		6 福祉のまちづくり室に関すること。					
		(1) 地域福祉の推進に関すること。					
	(2) 社会福祉法(昭和28年法律第45号)の施行に関すること(他課(総室)の分掌事務に係るものを除く。)	1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第62条第2項の規定による施設設置の許可をすること。 3 同法第72条第1項及び第2項の規定による施設経営の取消し又は同条第3項の制限若しくは停止をすること。 4 同法第45条の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。	1 同法第20条の規定による指導監督に関すること。 2 同法第56条の規定による監督に関すること。 3 同法第58条の規定による監督に関すること。	1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に関すること。			
	(3) 熊本県高齢者・障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例(平成7年熊本県条例第16号)に基づく施策の企画及び調整に関すること。						
	(4) 民生委員に関すること。						
(5) 地域福祉基金に関すること。							
7 健康福祉部長室に関すること。							
社会福祉課	1 生活保護法(昭和25年法律第144号)の施行に関すること。	1 同法第41条第3項の規定による保護施設の設置の認可をすること。 2 同法第49条(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定により医療機関等を指定すること。 3 同法第51条(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定により指定医療機関等の指定を取消すこと。 4 同法第54条の2第1項の規定により介護機関を指定すること及び同条第4項の規定により指定介護機関の指定を取消すこと。	1 同法第23条第1項の規定による事務審査に関すること。 2 同法第43条の規定による保護施設の指導に関すること。 3 同法第44条の規定による保護施設に係る立入検査等に関すること。 4 同法第53条(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定による医療費の審査決定に関すること。 5 同法第53条第4項(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定による医療費の支払に関する事務の委託に関すること。	1 非指定医療機関の診療報酬額の審査決定に関すること。			

			<p>5 同法第64条の規定による不服申立の受理及び裁決に関すること。</p> <p>6 生活保護の特別基準を設定すること。</p>	<p>6 同法第54条の2第4項の規定による介護給付費の審査決定及び支払に関する事務の委託に関すること。</p> <p>7 同法第73条第1号、第2号及び第3号による県費負担金の交付決定に関すること。</p>		
2	行旅病人及び行旅死亡人に関すること。				1 行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の施行に関すること。	
3	未帰還者及び未帰還者留守家族等の授護に関すること。	<p>1 未帰還者留守家族等授護法(昭和28年法律第161号)による諸給与金の支給を決定すること。</p> <p>2 未帰還者に関する特別措置法(昭和34年法律第7号)による戦時死亡宣告の審判を申し立てること。</p>	<p>1 未帰還者の死亡(戦時死亡宣告を含む。)公報発行を決定すること。</p> <p>2 同法による弔慰料の支給を決定すること。</p>		1 未帰還者の調査研究に関すること。	
4	旧陸海軍の旧軍人旧軍属等及び戦没者遺族授護に関すること。	<p>1 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)の規定による裁定をすること。</p> <p>2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)の規定による裁定をすること。</p> <p>3 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)の規定による裁定をすること。</p> <p>4 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)の規定による裁定をすること。</p> <p>5 旧軍人又は旧軍属の死没者に対する叙位叙勲の進達又は勲記勲章等の交付をすること。</p>	<p>1 戦傷病者特別授護法(昭和38年法律第168号)の規定による療養給付等を認定すること。</p>		<p>1 恩給法(大正12年法律第48号)による旧軍関係者の恩給請求書の調査及び進達をすること。</p> <p>2 旧陸軍の軍人、準軍人又は旧軍属の履歴の証明書を発行すること。</p> <p>3 戦傷病者戦没者遺族等授護法(昭和27年法律第127号)による障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金、弔慰金、遺族一時金等の請求書の調査又は進達をすること。</p> <p>4 戦没者等の妻に対する特別給付金等国庫債券の担保生業資金貸付又は買上適格者の内定又は内申をすること。</p> <p>5 戦傷病者特別授護法による戦傷病者手帳又は戦傷病者乗車券引換証を交付すること。</p> <p>6 受給権調査に関すること。</p>	

	5 引揚者援護に関する こと。			1 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第114号)等の規定による認定をすること。 2 引揚者援護住宅の管理に関すること。	1 引揚者因庫債券の担保生業資金貸付適格者の内定及び内申をすること。		
	6 社会福祉法の施行に関すること(同法に規定する生計困難者のための事業に関することに限る。)		1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第62条第2項の規定による施設設置の許可をすること。 3 同法第72条第1項及び第2項の規定による施設経営の取消し又は同条第3項の制限若しくは停止をすること。 4 同法第45条の規定により仮理事又は特別代理人を選任をすること。	1 同法第20条の規定による指導監督に関すること。 2 同法第56条の規定による監督に関すること。 3 同法第58条の規定による監督に関すること。	1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に関すること。		
	7 医療扶助審議会に関すること。						
	8 社会福祉法人及び社会福祉事業を営業者の施設に係る指導監督及びその総合調整に関すること。						
少子化対策	1 少子化対策の推進に関すること。						
	2 児童相談所、保育大学校及び清水が丘学園に関すること。						
	3 子ども家庭福祉室に関すること。						
(1) 児童の福祉に関すること(障害者支援センターの分掌事務に係るものを除く。)	1 熊本県児童福祉法施行細則(昭和43年熊本県規則第34号)第13条の規定による徴収金の減免をすること。	1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条の規定による児童福祉施設の設置の認可に関すること。	1 同法第6条の3の規定による里親及び保護受託者の認定に関すること。 2 同法第46条の規定による児童福祉施設の最低基準実施の監督に関すること。 3 同法第18条の8の規定による保育士試験に関すること。	1 同法の規定により設置された児童福祉施設の保護単価又は保育単価の決定に関すること。 2 児童保護に必要な物資等の配分に関すること。 3 学校及び教育施設指定取扱規則(昭和33年日本国有鉄道公示第326号)第23条から第27条までの規定による児童福祉施設に対する鉄道運賃割引に関すること。			
(2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。	1 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第15条の規定による貸付金の償還の免除に関すること。	1 同法第14条の規定による母子福祉資金及び同法第32条第3項において準用する同法第14条の規定による寡婦福祉資金の貸付に関すること。		1 同規則第5条の規定による身元保証の契約の締結に関すること。			

		<p>2 同法第22条の規定による母子家庭等日常生活支援事業及び同法第33条第4項において準用する同法第22条の規定による専帰日常生活支援事業に係る立入検査等に関すること。</p> <p>3 同法第23条の規定による母子家庭等日常生活支援事業及び同法第33条第4項において準用する同法第23条の規定による専帰日常生活支援事業の制限又は停止を命ずること。</p> <p>4 熊本県母子家庭等の身元保証に関する条例施行規則(昭和34年規則第32号)第3条の規定による保証の決定に関すること。</p>			
(3) 児童扶養手当に関すること。		<p>1 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第18条の規定により異議申立てに対する決定及び審査請求に対する裁決をすること。</p>		<p>1 同法第6条の規定による手当の受給資格及び手当の額の認定に関すること(福祉事務所の所掌に係るものを除く。)</p> <p>2 同法第8条の規定による手当の額の改定に関すること(福祉事務所の所掌に係るものを除く。)</p> <p>3 同法第14条及び第15条の規定による手当の支給制限に関すること。</p> <p>4 同法第28条の規定による届出に関すること(福祉事務所の所掌に係るものを除く。)</p> <p>5 同法第29条及び第30条の規定による受給資格者の調査等に関すること。</p>	
(4) 児童手当に関すること。		<p>1 児童手当支給事務に関する市町村の指導及び監査をすること。</p>			

	<p>(5) 社会福祉法の施行に関する事(児童福祉法に規定する児童福祉施設(障害者支援総室の分室事務に係るものを除く。)を経営する事業、母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業、同法に規定する母子福祉施設を経営する事業、社会福祉法に規定する父子家庭居宅介護等事業に限る。)</p>	<p>1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第62条第2項の規定による施設設置の許可をすること。 3 同法第72条第1項及び第2項の規定による施設経営の取消し又は同条第3項の制限若しくは停止をすること。 4 同法第45条の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。</p>	<p>1 同法第20条の規定による指導監督に関する事。 2 同法第56条の規定による監督に関する事。 3 同法第58条の規定による監督に関する事。</p>	<p>1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に関する事。</p>	
	<p>(6) 保育士試験委員会に関する事。</p>				
	<p>(7) 児童虐待の防止に関する事。</p>				
高齢者支援総室	<p>1 高齢者保健・福祉の支援に係る施策の企画・調整に関する事。</p>				
	<p>2 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の施行に関する事。</p>	<p>1 同法第15条第4項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の認可に関する事。 2 同法第19条の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は認可を取り消すこと。</p>	<p>1 同法第18条第1項の規定による老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター若しくは老人短期入所施設及び同条第2項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る立入検査等に関する事。</p>	<p>1 同法第14条の規定による老人居宅生活支援事業の開始の届出を受理すること。 2 同法第15条第2項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの設置の届出を受理すること。 3 同法第15条の2の規定による前条第2項の変更届出を受理すること。</p>	副総室長
	<p>3 社会福祉法の施行に関する事(老人福祉法に規定する老人福祉施設を経営する事業等に関する事に限る。)</p>	<p>1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第62条第2項の規定による施設設置の許可をすること。 3 同法第72条第1項及び第2項の規定による施設経営の取消し又は同条第3項の制限若しくは停止をすること。 4 同法第45条の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。</p>	<p>1 同法第20条の規定による指導監督に関する事。</p>	<p>1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に関する事。</p>	
	<p>4 高齢者のいきがい及び生活支援に関する事。</p>				

<p>5 老人保健法(昭和57年法律第80号)の施行に関すること(老人医療制度に係るものを除く。)</p>	<p>1 保健事業実施計画の総合調整に関すること。 2 市町村に代わって医療以外の保健事業の一部を行うこと。</p>				
<p>6 介護保険法(平成9年法律第123号)の施行に関すること。</p>	<p>1 同法第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可に関すること。 2 同法第77条、第84条、第92条、第114条及び第115条の8の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の取消しに関すること。 3 同法第104条の規定による介護老人保健施設の許可の取消しに関すること。 4 同法第115条の29の規定による指定居宅サービス事業者等の指定若しくは許可の取消し又は停止に関すること。 5 同法第76条の2、第91条の2、第103条、第113条の2及び第115条の7の規定による指定居宅サービス事業者等に対する業務運営の改善命令に関すること。 6 同法第101条の規定による介護老人保健施設に対する施設整備の改善命令に関すること。</p>	<p>1 同法第94条第2項の規定による介護老人保健施設の入所定員その他厚生労働省令で定める事項の変更許可に関すること。 2 同法第102条の規定による介護老人保健施設の管理者の変更命令に関すること。</p>	<p>1 同法第24条の規定による帳簿書類の提示等に関すること。 2 同法第70条、第79条、第86条、第107条及び第115条の2の規定による指定居宅サービス事業者等の指定に関すること。 3 同法第70条の2、第79条の2、第86条の2、第107条の2及び第115条の10の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の更新に関すること。 4 同法第76条、第83条、第90条、第112条及び第115条の6の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告等に関すること。 5 同法第91条及び第113条の規定による指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定の辞退に関すること。 6 同法第95条の規定による介護老人保健施設の管理者の承認に関すること。 7 法第100条の規定による介護老人保健施設に対する報告等に関すること。</p>	<p>1 同法第75条、第82条、第89条、第108条及び第115条の5の規定による指定居宅サービス事業者等の指定事項に係る変更等に関すること。 2 同法第99条の規定による介護老人保健施設の変更の届出に関すること。</p>	<p>副総室長</p>
<p>7 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)の施行に関すること。</p>					
<p>8 その他介護保険の推進に関すること。</p>					